

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件
令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件
令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告

被告 国

原告準備書面（9）

2026年（令和7年）3月5日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人	弁護士	鈴木	雅子
同	弁護士	関	聡介
同	弁護士	小田川	綾音
同	弁護士	高見	智恵子
原告訴訟復代理人	弁護士	俵	公二郎

目次

第1	はじめに	2
第2	日本語要件について	2
1	原告は、「日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和している」との要件を満たしていること	2
2	難民について日本語要件が緩和されるべきこと	6
3	小括	8

第3	その他違法性を基礎づける事情について	8
1	第一不許可処分における居住要件について	8
2	理由の不開示、手続きの不透明性、処理期間について	9
第4	難民条約34条と裁量権、本件処分の違法性について	9
第5	原告の損害	10
1	はじめに	10
2	海外渡航の制約と将来の夢の実現を妨げられたこと	11
3	国籍国を保護してくれる国を持たないために、国内外で不安定な地位にさらされること	11
第6	結語	12

第1 はじめに

原告は、原告本人尋問及び高田恵利子証人（以下「高田証人」という。）の尋問結果を踏まえ、以下のとおり主張する。

なお、以下、第一不許可処分及び第二不許可処分をあわせて「本件各不許可処分」という。

第2 日本語要件について

1 原告は、「日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和している」との要件を満たしていること

(1) 被告は、帰化の要件として、「日常生活に支障のない程度の日本語能力（会話及び読み書き）を有するなど、日本社会に融和している」ことが求められると主張する（準備書面（2）2頁等）。

この点、そもそも、法律上の要件にない日本語要件を課すことの不当性は、原告準備書面（6）などで述べたとおりである。

仮に日本語要件を課すこと自体は是認したとしても、後述のとおり、原告は

難民であるから、その日本語要件は緩和されるべきである。

(2) もっとも、これらの点を措いても、原告が、被告の主張する「日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和している」ことは、これまでも主張・立証してきたとおりであるところ（準備書面（4）30～35頁、甲28～33、35、40～49、51～58、60、61、73等）、このことは、原告本人尋問及び高田証人の尋問を通じてより一層明らかになった。

すなわち、原告は、不動産の契約及びそれに伴う不動産会社とのやり取り、マイナンバー、住民票、年金等についての役所とのやり取りをすべて日本語で行い、近所の人と日本語であいさつに留まらず天気や文化について話したり、お土産の授受をしている。買い物やレストラン、公共交通機関で日本語を用い、職場であった[REDACTED]は日本語を用い、あるいは日本語が不自由な新人をアシストし、大学では日本語のゼミでもティーチングアシスタントを行い、日本人の学生と交流し、大学の図書館で日本語で仕事をしている。さらには、大学の先生、大学や奨学金のスタッフや学生、ロータリーのメンバーなどと日本語で交流しながら日本において豊かな人間関係を醸成してきた（原告本人尋問調書（以下、単に「本人調書」という。）2～8頁）。実際、原告は、本人尋問を日本語で実施し、主尋問のみならず反対尋問及び補充尋問の質問も的確に理解し、返答している。質問において「日常生活に支障のない」というには難解な用語を用いて質問された際にも、聞き返したり、もう少しやさしく言ってください、と言うことで、正確に理解して返答していた。

被告の主張によっても日本語能力は日本社会への融和という観点から求められるのであり、日本社会への融和という観点からすれば、後述の改正国籍法の審議のやり取りからも明らかなおお、日本社会において日本人等日本社会の構成員と日本語で円滑にコミュニケーションできる能力こそが重要であると考えられるところ、原告にその能力が十分にあることは、上記のとおり疑いがない。

被告の反対尋問によっても明らかになったのは、被告も、原告が日本語を聞いたり話したりする能力についてはあることを前提として、もっぱら書く能力を問題視しているということである。もっとも、被告がそれによって具体的な問題として指摘し得たのは、「住所を正しく書けないと、生活するうえではかなり困るんじゃないか」という点のみであり（本人調書29頁）、これに対しても、原告は、在留カードを見ながら書くことで問題を回避できることを指摘している（同）。

実際、「日常生活に必要な日本語」は時代によって変わるところ、スマホやPCが普及し、デジタル化が進んだ現代の日常生活において、手書きを必要とする場面は著しく限られており、かつ、何ら文書等を参照することを許されずに日本語を手書きすることが必要な場面は、日常生活においてはほとんど想定しがたい。日本国籍を得た場合は参政権を有するが、投票の場面においても、候補者氏名や政党名にはフリガナが振られ、その見本を前にしながら書くことができる。

さらに言えば、原告の帰化の動機書やRHQの卒業文集等に示されるとおり、事前に準備等の時間を与えられれば、原告は丁寧に正確な日本語を書くことも十分にできる（甲14、本人調書15～16頁、甲33）。

以上からすれば、原告が「日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和している」ことは明らかであるというほかない。

(2) 念のため述べれば、被告は、日本語能力に関して会話読み書きすべての能力が必要であることを前提とするかのような主張をしているが、実際には、昭和59年における改正国籍法の審議の際の以下のやり取りから明らかなように、会話及び読み書きすべてできることが帰化の場合の必要要件とはされていない（原告準備書面（5）9～13頁）。

○土井分科員

「それはどういうふうなわけで——話せることは大事でしょうが、読み書きが

どうしても必要だという認識なんですか。」

○枇杷田政府委員

「…話ができることが基本だろうと思います。なお、例えば話は若干たどたどしくても読み書きができるということになりますと、またそれも一つの補完の事由にはなるだろうというふうに考えておる次第でございますので、一応全部どの程度できる方かということは調査の対象にいたしております。」

上記から明らかなおとおり、インターネットも普及しておらず、スマホはもちろん携帯電話すらなく、手書きの場面が現代よりも格段に多かったことが想定される、今から40年前以上の昭和59年当時ですら、すでに読み書きの能力よりも話をする能力が基本とされていたものである。このことは、既に指摘したとおり、日本社会への融和という観点からすれば、当然の帰結でもある。

(3) 以上のとおり、原告は、本件各不許可処分において、「日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和している」との要件を充足していたことは明らかであり、それにもかかわらず同要件を充足していないとする被告の評価、それに基づく本件各不許可処分が、著しく相当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱していることは明らかである。なお、第1不許可処分時までに原告は既にかかる能力を有していたが（本人調書2～7頁、甲28－33、35、40－47、51～54、60）、第2不許可処分までに、その日本語能力は仕事などを通じてより一層上達していたものである（同7、8頁、甲56～58）。

付け加えれば、原告は、令和7年12月3日に3度目の帰化申請につき不許可処分を受けている（甲79）。不許可理由は相変わらず明らかにされないものの、原告は2度目の帰化申請時に既に法定要件は満たしていたこと、また、被告が3度目の帰化申請における帰化相談票を尋問直前に提出した上（乙38）、反対尋問においてもこの時点の原告の日本語の書く能力を殊更取り上げていたことからすると（本人調書27～30頁）、被告は、3度目の帰化申請

不許可時点でもなお、原告は、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和してい」ていないと判断しているものと考えられる。

しかしながら、原告は、わずか上記不許可処分の一月後には裁判所において尋問に日本語で答える能力を有していたものであり、それだけの能力を有していてもなお、被告が、書く能力のみに拘泥して「日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和している」との要件を充足していないと考えていることは、被告の評価が著しく相当性を欠くことをより一層明らかにしている。

2 難民について日本語要件が緩和されるべきこと

上記のとおり、原告は、「日常生活に支障のない程度の日本語能力（会話及び読み書き）を有するなど、日本社会に融和している」ことが明らかであるが、以下のとおり、原告のような難民については、そもそも日本語要件は、それを課すこと自体は是認した場合にもその要件は緩和される必要がある。

難民条約34条は、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。」と定めている。これを踏まえ、諸外国においては、難民の帰化においては言語要件を緩和しているところが多い（原告準備書面（4）8～18頁）。日本においても、上記難民条約34条に応える要請から、RHQでの定住支援プログラムにおいて日本語教育と社会訓練がなされていることからすれば、韓国と同様、同プログラムにおいて日本語教育課程を修了した者にあつてはその修了の事実をもって日本語能力の要件充足とみなすことが制度設計上必要かつ相当である（原告準備書面（3）8、9頁、原告準備書面（5））。

さもなければ、日本語はとりわけ非漢字語圏出身者にとってその読み書きにつき特に習得が困難な言語であり（原告準備書面（4）27～30頁）、帰化者は、伝統的に中国、朝鮮・韓国の漢字圏出身者が多くを占めてきており、他方、難民のほとんどが非漢字圏出身者であることからすれば、結果として、難

民が帰化することは、非法定要件である言語要件により、著しく困難となる。

このことは、原告が通っていた日本語学校教師が、原告につき、「日本語力の向上を目標に真摯に授業に取り組んでいる。四技能（読む・書く・聞く・話す）の中でも、聴解と会話力は突出している。非漢字圏であるため漢字がやや苦手であるが、毎日こつこつと練習を続け成果をあげている。努力家である。」とコメントしていることにも示される（甲31）。原告が努力家であり、学業にも優れていることは、XXXXXXXXXX 博士号まで取得し、服部奨学生として優秀な成績で修了していることなどにも示されるとおり明らかであり（甲74、75、48）、また、原告をそばで支援し続けてきた証人高田恵理子も証言するところ（証人高田恵理子尋問調書（以下、単に「証人調書」という。）4頁）、そのように努力し、毎日こつこつと練習を続けてもなお、とりわけ原告を含む非漢字圏の者にとっては読み書きが大きなハードルとなっているのである。

そして、難民の場合、難民としての保護を与えた居住国における帰化が認められなければ、後述第5の損害においても詳しく論じるとおり、国籍者として保護してくれる国をどこにも持たず、海外渡航や参政権をはじめとする国籍者に与えられる権利が著しく制限され、または、剥奪され、あるいは原告がマレーシアで経験したように、国籍国がないが故の危険にさらされた状態が続くことになる。

これらを踏まえれば、仮に、RHQの定住支援プログラム修了の事実を持って直ちに日本語能力の要件充足とみなすことができない場合にも、難民について、言語要件を一切緩和しないという制度や実務はありえない。

日本語要件について難民についても一切の緩和を行わず、かかる実務の結果として原告に対してなされた本件各不許可処分が、難民条約34条またはその要請に反し、難民条約締約国として誠実に条約を遵守する義務を負う国の行政機関である法務大臣の裁量権の範囲の逸脱・濫用があることは明らかである。

3 小括

以上のとおり、原告は、「日常生活に支障のない程度の日本語能力を有するなど、日本社会に融和している」との要件を優に満たしている。

万一、特に第1不許可処分について上記要件をわずかに満たしていなかったとする場合も、原告が難民であることからすれば、難民につき言語要件を一切緩和せず、わずかに上記要件を満たさないことを理由に帰化不許可処分をすることは、裁量権の範囲を逸脱・濫用するもので違法である。

以上より、本件各不許可処分はいずれも違法である。

第3 その他違法性を基礎づける事情について

1 第一不許可処分における居住要件について

第一不許可処分における不許可理由が居住要件にあると考えられること、日本における「住所」の解釈、とりわけ、難民である原告については難民条約34条により、国はその「帰化をできる限り容易にしなければならない」ことから、原告が、第一不許可処分時に居住要件を満たしていたと考えるべきことは、既に主張した通りである（令和5年（行ウ）478号事件訴状4～6頁、原告準備書面（3）3，4頁、原告準備書面（4）20～23頁等）。

この点についての被告の主張は、原告が難民であることを何ら踏まえないものであった（被告準備書面（4）6～9頁）。原告がそのことを指摘したあとの被告の主張も、原告が難民であることをもって、「居住要件を難民について通常通りの判断でよいのか検討し、緩和する法的義務が発生すると解することはできない」とするものとし、あるいはそれらの主張を繰り返すのみである

（被告準備書面（5）6～7頁、被告準備書面（7）7～9頁）。これらの被告の主張からすると、被告は、居住要件の緩和を検討しなかったものと解するほかないが、詳細は原告準備書面（5）4～6頁において述べたとおり、日本は難民条約の締約国であり、難民条約34条において「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。」と定め

られている以上、検討すらしなかったとすれば、考慮すべき事項を考慮しなかったものであり、裁量権の範囲の逸脱・濫用は明らかである。

2 理由の不開示、手続きの不透明性、処理期間について

そのほか、帰化不許可処分につき理由を開示しないこと、難民である原告の帰化の手続きが迅速に行われるようにするための努力を一切行っていないことが、難民条約34条に反し、あるいは、裁量権の範囲の逸脱濫用にあたることは既に主張したとおりである（原告準備書面（4））。理由の不開示については憲法上の問題も生じる。原告準備書面（8）4～6頁）。実際、諸外国においては、理由の開示が行われており、既に類似の法制度を有する韓国においては理由の開示が必要であるとされていること（甲20）、日本においても、かつては理由の付記がなされていたこと（乙5）などからすれば、日本においても理由の開示が可能であることは明らかである。理由付記は、なぜ帰化が認められなかったのかを知り、それを元に的確に再度の申請の準備を行うことを可能にさせるなど、帰化をできる限り容易なものとするために極めて重要な意味を持つから、難民条約34条の「帰化をできる限り容易なものとする」との要請からすれば、理由を一切開示しないことは許されない。

第4 難民条約34条と裁量権、本件処分の違法性について

本件は、保護を得られる国籍国を有する通常の外国籍者の帰化が問題となっているのではない。日本において難民と認定され、実質的に保護される国籍国をもたないことが公的に確認されている者の帰化、その不許可処分の違法性が問題となっている。

もともと、被告の主張は、専ら、この相違を無視した一般的な帰化における裁量の広範さを論じ、また、難民条約34条が、「訓示規定」に過ぎないから難民条約34条に基づくいかなる法的義務も負わないとし、要件を緩和すべきか否かの検討すらしなくてもよいとするものであった（被告準備書面（5）6

～7頁)。

しかしながら、法務大臣の裁量に制約がないとの被告の主張は誤りであり、とりわけ、本件では帰化申請者が難民であることから裁量権が制約されることは、原告準備書面(3)や(6)で詳細に主張した通りである。

仮に、裁量権の制約と捉えるかどうかを措いて、難民条約34条が訓示規定であるとの被告の主張を前提としても、被告も認めるとおり、被告は、条約締約国として、「難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。」ことが求められているのであるから、法律や制度につき同条を受けた必要な改正が行われていないのであれば、各処分にあたり同条を考慮して適切にその裁量権を行使する必要がある。訓示規定に過ぎないから、34条に基づきいかなる法的義務を負わず、各要件充足性の判断にあたり、34条に基づき要請を検討する義務すら負わないとする被告の主張は明らかに誤りである。

第5 原告の損害

1 はじめに

国籍は、その国の構成員としての資格であるとともに、その国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である(最高裁平成20年6月4日大法廷判決・民集62巻6号11367頁)。ところが、原告は、難民であり、保護してくれる国籍国を持たない。さらに、原告は、帰化を認められないことにより、長年居住している日本からも国籍国としての保護を拒絶され、旅券も有することができず、参政権をはじめとする国民が享受しうる権利を否定され、現在に至っている。

このことによる損害についても、これまで原告準備書面(8)等において主張、立証したとおりである。

以下では、原告本人尋問及び証人高田恵利子の尋問及び上記準備書面提出後

の提出書証により、その損害の存在及び深刻さがより一層明らかになった点について論ずる。

2 海外渡航の制約と将来の夢の実現を妨げられたこと

原告は、大学院を卒業して国連で働くという夢を昔から持っていた（本人調書8頁、証人調書3頁）。その夢に向けて原告は努力を重ね、原告は、日本で有数の私立大学である[REDACTED]で博士号まで取得し、国連の就職についてもインタビューまでたどり着くなどした。しかしながら、原告は、実効的な国籍を有さず、旅券もないことから、査証の取得に著しい支障があり、就職のためのインタビューに行かれなかったり、キャリア形成にとって重要な国際会議に参加できないことが度重なり、その夢は実現するに至っていない（本人調書8～14頁）。このように原告が日本政府から国籍を拒絶されている間に、原告は年齢を重ね、世界は激変し、国連は資金難となって従来のような活動や人材採用は到底不可能となるに至り、現時点までに原告の夢はほとんど実現不可能となってしまった。

すなわち、原告は、本件各不許可処分、つまり日本国籍の拒絶により、海外渡航の自由や職業選択の自由を奪われ、さらには、その希望するキャリアの実現という、人生におけるもっとも重要ともいえるべき自己実現を妨げられ、その幸福追求権を侵害されたものである。

なお、甲80は、査証免除国の一覧である。これを見ると、原告が査証を拒否された国のうち、マレーシア、アメリカ合衆国、ノルウェー、カナダは、査証免除国であり、日本国籍を有していれば査証を取得せずに渡航ができたものである。したがって、査証が取得できなかったために原告がこれらに渡航ができなかったことによる精神的損害（証人調書7頁参照）や無駄になった費用は、日本国籍を有しなかったことにより直接的に生じた損害である。

3 国籍国を保護してくれる国を持たないために、国内外で不安定な地位にさ

らされること

2で述べたとおり、原告は日本国籍を有していないがゆえに海外渡航に関して著しく制約された状態にあるが、海外渡航ができる場合もなお、日本国籍を有していないが故の苦難が生じている。すなわち、原告は、難民旅行証明書は有しているものの、国籍国として保護してくれる国を持たず、旅券も有しない。そのため、原告は、マレーシアにおいては、XXXXXXXXXX送還の危機にさらされ、また、日本に帰国しても、難民旅行証明書しか持たない故に空港で留め置かれるなどしている（甲73・12～15頁、本人調書10頁、甲59、証人調書5, 6頁）

第6 結語

以上のとおり、原告に対する本件各不許可処分はいずれも違法である。

また、違法な本件各不許可処分により、原告は甚大な損害を被っているから、原告に対して、被告は賠償義務を負う。なお、仮にいわゆる職務行為基準説に立って検討した場合も、法務大臣は、難民条約34条の要請を当然ながら知るべき立場にあり、実際に原告代理人の意見書等を通じて同条の要請についての注意喚起を受けていたのであるから、本件各不許可処分が国賠法上も違法と評価されるべきであることは明らかである。

以上